

平塚市教育委員会令和8年6月定例会会議録

開会の日時

令和8年6月25日（木）14時00分

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 大野 かおり 委員 増井 峰夫 委員 小林 誠

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	荒井 謙一	教育総務課長	山崎 規彰
教育総務課教育総務担当長	諸星 薫	教育施設課長	金子 稔
学校給食課長	大木 潔		

◎学校教育部

学校教育部長	石井 鮮太	学務課長	西山 弥生
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	小塚 祐歩
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	高橋 幸宏
子ども教育相談センター所長	中山 文恵		

◎社会教育部

社会教育部長	石川 亜貴子	社会教育課長	大井 麻紀子
中央公民館長	鈴木 和幸	スポーツ課スポーツ担当長	山田 和紀
中央図書館長	藤田 忠義	博物館館長	浜野 達也
美術館長	小澤 雄一		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和8年6月定例会を開会する。

【欠席委員の報告】

○吉野教育長

開会に当たり、寺田委員から欠席の連絡があったことを報告する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和８年５月定例会の会議録の承認をお願いします。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和８年５月定例会の会議録は承認されたものとする。

【非公開の発議】

○吉野教育長

本定例会に提出されている案件のうち、「議案第８号 平塚市美術品選定評価委員会委員の委嘱について」は、人事に関わる案件であり、公正かつ円滑な審議を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項ただし書き及び第８項及び平塚市教育委員会会議規則第１５条第１項ただし書き及び第２項に基づき、非公開での審議を発議する。

発議については、討論を行わず可否を決することと規定されているため、ただちに採決を行う。本件を非公開とすることに異議はないか。

（異議なし）

○吉野教育長

異議がないため、当該案件については、他の案件の審議終了後に非公開で審議する。

１ 教育長報告

（１）令和８年６月市議会定例会総括質問の概要について

【報告】

○吉野教育長

６月５日から開催されている、市議会６月定例会における総括質問の第１回目の発言の概要について、教育委員会所管部分の報告をするものである。

詳細は、教育総務部長、学校教育部長、社会教育部長から報告する。

《教育総務部長、学校教育部長、社会教育部長が、資料「令和８年６月市議会定例会総括質問の概要」の所管部分を読み上げ報告を行った》

【質疑】

○大野委員

片倉議員から質問のあった文化公園会館についてだが、改修後、私も個人的な趣味の活動で、２度ほど利用させていただいた。トイレをはじめ、大変利用しやすい施設となり、とてもありがたく思っている。教育会館、勤労会館、青少年会館の３つの館が文化公園会

館に集約されたため、利用したい団体が借りられるのかという点を当初心配していた。

今回、4月、5月の利用率が34%と答弁されている。確認となるが、会議室等を利用される方々に特に支障等はないのか。

○教育研究所長

文化公園会館が開館して以降、特に利用者から不都合等の意見は聞いていない。利用団体からも概ね好評な意見をいただいている。

○大野委員

坂間議員から質問があったセーフティプロモーションスクールの市内小中学校への取組の広がりについてだが、吉沢小学校が令和9年度の認証取得を目指し、新たに取組を開始したと答弁されているが、吉沢小学校が取組を始めた経緯等について、教えていただきたい。

○学校安全担当課長

吉沢小学校は土屋小学校と中学校区が同じということもあり、土屋小学校長がSPSの活動についての周知を、吉沢小学校長をはじめ、教職員に対しても、何度かしていただいていたところが一番の要因と考えている。

吉沢小学では、校長だけでなく、教職員からも、子どもたちの安全安心につながるのであればやってみようということで、今回手を挙げていただいた。教育委員会としても、精一杯支援をさせていただきたいと考えている。

○大野委員

土屋小学校の取組については、以前土屋小学校長のプレゼンテーションを聞かせていただく機会があったが、子どもたちがSPSの取組を自分たちのものとして捉えているとの話があり、そのような意識が素晴らしいと感じた。

今回の答弁でも、地域の方と一緒に子どもたちがHUG訓練を実施したり、地域の防災倉庫を見学したりなどの活動が紹介されているが、安全という視点から始まって、そこから子どもたちに地域への愛着が育まれ、地域にとっても子どもたちの力がより大切なものとなっていくだろうと感じた。

吉沢小学校で取組を開始されるということで、隣接する地域が様々な取組を共有したり、相互に啓発し合ったりしつつ、無理なく継続していただけたらありがたいと願っている。

○増井委員

始めに、久保田議員から発言のあった五領ヶ台分校、通称きらりについてだが、きらりには歯科診療室がある関係で、歯科医師会の役員として、建物の設計段階から携わった。診療室での治療も歯科医師会の会員が交代で訪問し、担当している。

きらりは、乳児院、発達障害児の治療、虐待を受けた子どもたちの避難所という、大きく分けて3つの目的で運営されている。特に虐待やネグレクトを受けた子どもたちは、治療で最初に顔を合わせた時と、1～2年が経過した後とでは、顔つきや態度が大きく変わ

っている。久保田議員への答弁にもあったように、施設内では福祉職の職員が子どもたちと日常的に触れ合っている。親子のように馴染んで良い関係を築いているが、この子たちが施設を出た後、こうした存在がいなくなったらどうなるのかと、嬉しさ半分、心配半分で見守っている。

1つの事例を紹介する。入所してきた中学生の女の子で、口の中がボロボロの状態の子がいた。治療を開始して1年ほど経ったとき、その子が「ご飯を食べるとしみるということが、初めて分かりました」と言った。私は、まだ治療が足りないからしみるのだろうか心配して尋ねた。しかし、その子は、口の中があまりにボロボロだったために、それまでは「ご飯を食べると歯が痛くなるのは当たり前のこと」だと思い込んでいた。治療が進み痛みのない部分が増え、噛めるようになって初めて、まだ治療が終わっていない部分の痛みが際立って自覚できるようになった。

このように深刻な状況にある子どもたちが現実存在している。我々歯科医師も、彼らの状況を少しでも良くするための手助けができたのだと感じた出来事であった。

次に、博物館の収蔵品についてだが、文部科学省が収蔵品に関する基準を出した際、最初の望ましい基準案の中で、「廃棄」という言葉が書かれているのを見て、危機感を感じた。最終的には「やむを得ないときだけ慎重に行う」と落ち着いたが、一度廃棄してしまうと二度と手に入らないものも数多くある。

以前、食育の関係で佐賀県を訪れた際、大きな店舗の中に佐賀県各地で使われていた脱穀機がずらりと並んでいるのを見た。千葉県佐倉市の国立歴史民俗博物館でも同じような脱穀機を見ていたが、見比べてみると佐賀県内だけでも地域によって全く形が異なっていた。

同じように、平塚市内でも地域や家庭ごとの工夫によって形を変えてきた道具が数多くあると思う。一度現物を失って忘れ去られてしまえば、絶対に元には戻らない。何らかの形で実物を残すか、あるいはデータを残すか、慎重に対応していただきたい。

もちろん、保管場所が非常に大きな課題であり、いくらスペースがあっても足りないという事情は理解している。だからこそ、できる限りの整理やデータ化を行い、慎重に対応しながら、可能な限り現物を残してほしい。

平塚市の博物館は素晴らしい施設であり、入館料が無料であることも市民にとって非常にありがたいことだと思う。市民が気軽に訪れ、自分たちが日常で当たり前だと思って使っていた道具であっても、その変化に触れることで、それが決して当たり前ではないと気づき、地元の価値や優れた部分を理解するきっかけになるのではないかなと思う。

収蔵品の管理、そしてこれからの博物館の運営について、ぜひよろしくお願いしたい。

○小林委員

部活動の遠征バスの運行における安全対策についてだが、磐越自動車道の事故を受け、本市では保護者から意見があったり顧問の教員の精神的負担が増したり影響はあったか。

一方で、遠征をして試合を行わなければならない環境は依然として存在すると思う。また、部活動の遠征に限らず、学校行事等でバスを利用せざるを得ないこともあると思う。このような中で、事故後にバスの安全確認やチェック体制はどのように変化してきているのか。国からも様々な指針やマニュアルが出てくると思うが、現時点で現場において肌で

感じるような変化や取組があれば教えていただきたい。

○教育指導課長

遠征バスの事故を受け、子どもや保護者、教員が実際にどのように感じているかという点については把握していない。しかし、教育委員会としては、国からの通知を受け、安全対策を徹底するよう、既に各学校へ通知している。

部活動などで校外へ遠征する際には、各学校が事前に保護者に対して当日のスケジュールや費用などをしっかりと説明した上で実施しているのが現状である。また、部活動に限らず校外学習などでバスを利用する際には、学校から教育委員会へ校外行事等実施届出書が提出される。教育委員会でもこれを確認し、往復の行程において安全面に無理がないかなどを学校とともにチェックしている。

特に部活動における今後の安全対策については、答弁にもあったとおり、今年度の部活動の在り方研究協議会の中でしっかりと協議を進めていく考えである。

○小林委員

タクシーを利用する際に最低運賃が決まっているように、バスの運賃にも最低金額が定められている。私はトラック業界の人間であるが、バス業界も同様のルールが存在する。

この最低金額を下回る安い運賃で運行を引き受けてしまうと、バス会社は行政処分の対象となる。そのため、学校や保護者側から「安くお願いしたい」と値下げを要求されても、会社側としては引き受けられない。仮に引き受けようとするれば、法令の網の目をかいくぐる逃げ道を模索することになり、結果として不正や運行管理の不備など、望ましくない事態を招きかねない。

物価高に伴いツアーの料金等も上がってきている中、学校や保護者としても「少しでも安く抑えたい」と思うのが本音かもしれないが、過度な安さを追求することは、安全性の低下など様々な問題を引き起こす引き金になり得るため、そのリスクについてもしっかりと認識しておく必要がある。

(2)その他

な し

2 教育長臨時代理の報告

(1)報告第3号 平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

【報告】

○吉野教育長

平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正に伴い、別表を整備することについて、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するもので

ある。

詳細は中央公民館長から報告する。

○中央公民館長

福祉会館の在り方見直しの一環として、南部福祉会館に併設されている花水公民館附属体育館を南部福祉会館に移管し、一体で運営管理するため、令和7年3月に平塚市の福祉会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の附則において平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例を改正することが承認された。

この度、南部福祉会館の体育館として、リニューアルオープンするに当たって、6月1日から改正された条例の施行に伴い、関連する平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則を改正したものである。

改正内容は資料のとおり、花水公民館の体育館の利用対象者に関する記述を削除したものである。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく了承された。

(2)報告第4号 教育財産の用途廃止について

【報告】

○吉野教育長

花水公民館附属体育館を教育財産として用途廃止することについて、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、中央公民館長から報告する。

○中央公民館長

報告第3号の規則改正と併せて、当該体育館の福祉会館への移管に伴い、教育財産の用途廃止を行ったものである。

なお、財産引き継ぎ先は、福祉部福祉総務課となる。

用途廃止する教育財産の内容等については、資料のとおりである。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく了承された。

(3)その他

な し

3 その他

な し

【非公開審議】

○吉野教育長

教育長が、議案第 8 号の審議に際し、傍聴人及び関係する事務局職員以外の退室について発言した。

4 議案第8号 平塚市美術品選定評価委員会委員の委嘱について

【結果】

教育長及び美術館長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 6 月定例会は閉会する。

(14 時 54 分閉会)